2016.10.1

日本の滝アワード実行委員会

日本の滝アワード規約

１　目　的

　　移動運用を楽しみ、アマチュア無線の活性化を目的とする。

２　期　間

　（１）　２０１６年１０月１日００：００(JST)からの交信を有効とする。

　（２）　終了期日は、設定しない。

３　要　領<

　（１）　日本の滝アワード実行委員会作成の滝リスト地点から運用するアマチュア無線局（社団局・記念局を含む。以下、移動運用局という。）と交信しQSLカードを得る。

　（２）　移動運用局

　　　①　移動運用地は、滝の所在地から半径５Km以内とし、出来るだけ、その近傍とする。

　　　②　A 滝の所在地がA市であるとき、A市以外の市町村での運用は無効とする。

　　　③　運用地の５Km以内にA・Bと複数の滝が存在する場合は、A滝の交信終了後であれば、同一日・場所でのB滝の交信は有効とする。

　　　④　移動運用困難地（滝リストに★で明記）からQRVする場合は、滝の所在地と同一市町村内の 運用を有効とする。この場合、滝の所在地からできる限り近い場所で運用すること。

　　　⑤　移動運用局は、その滝と交信したものと見なす。この場合、1局以上と交信し、QSLカード１枚を、得ること。

　（３）　滝には、同一の名称が多数あり、区別するため、QSLカードには、滝の名称と滝番号「滝－△△県○○」又は「FA（Fallsの略）－△△県○○」を必ず明記すること。

　　　　明記の無いQSLカードは無効とする。

　（４）　交信は自局空中線から相手局空中線への直接交信のみとします。

　（５）　QSLカードは、併用して各クラス賞に使用することが出来る。移動運用局も同じとする。

　（６）　社団局・記念局の申請、複数のコールサイン使用による合算申請は、認めない。

　（７）　アワードの申請にあたって、双方が移動運用局、一方が移動運用局等、いずれの場合も片方が移動運用局であれば、MIXでのアワード申請は、有効とする。（自局移動運用のみでの申請は特記事項で全移動運用と特記する事が出来る。

　（８）　アワード申請は、お手元にQSLカードが、届いてからにして下さい。（保持が前提）

　（９）　アワード発行番号は、先着順とする。

　　　　 メール受信時間が同じ場合は、最終交信時間の順とする。これ以外は、抽選による。

　（１０）　特記事項は、バンド、モード、全移動運用、ＱＲＰのみとする。

　（１１）　各クラス賞は、ホームページで順位・コールサイン・氏名を公表する。

４　クラス賞

　（１）　日本の滝５０賞（１００賞　３００賞　５００賞　７５０賞　１０００賞）

　　　　　日本の滝アワード実行委員会作成の滝リスト地点から移動運用するアマチュア無線局と交信しQSLカードを得る。

　　　　　QSLカード５０枚で日本の滝５０賞となります。以下同様。

　　　　　この賞は、アワードの通過点という考え方です。

　（２）　日本の滝（都道府県）賞 \*（）内に都道府県名を入れる。

　 　　　 都道府県別の滝リスト地点から移動運用するアマチュア無線局と交信し、その都道府県（例えば、山口県なら山口県の滝リスト）の全QSLカードを得る。

　（３）　日本の滝（１～０）AREA賞

　 　　　 それぞれのコールエリアの滝リスト地点から移動運用するアマチュア無線局と交信し、そのエリアすべてのQSLカードを得る。

　（４）　日本の滝WAJA賞

　 　　　 ４７都道府県の滝リスト地点から移動運用するアマチュア無線局と交信し、それぞれの都道府県のQSLカードを各１枚得る。

　（５）　日本の滝１００選賞

　 　　　 滝リスト中の（１００選）地点から移動運用するアマチュア無線局と交信し、Q　SLカードを得る。

　（６）　日本の滝パーフェクト賞

　 　　　 滝リストの全地点から移動運用するアマチュア無線局と交信し、QSLカードを得る。

５　申請方法

　　申請要領に示す。

６　その他

　（１）　移動運用に当たっては、他の利用者に迷惑等かけないようにくれぐれも配慮すること。

　 　　　また、山間部等で危険箇所が散在するため車両の運行には、安全運行に心がけ　ること。

　 　　　近年、熊による被害が発生していますので注意して下さい。

　（２）　日本の滝アワード実行委員会メンバー局

　　　　　代表幹事　ＪＮ４ＣＫＺ

 幹　　事　ＪＡ４ＵＵＡ　　ＪＲ４ＭＲＪ　　ＪＫ４ＶＶＵ

附則（2016.10.3）

　本附則は、2016.10.4　00:00（JST）から適用する。

１　移動運用局とは、滝アワードの為に移動する局をいい、固定局及び常態的移動局（免許状記載住所の関係からの局）は、対象外とする。

２　アワード申請において、重複する滝ポイントのQSLカードは、１枚のみを有効とし、他は、無効とする。

３　「赤目四十八滝（100選）」のように複数の滝が所在し総称で登録された滝の場合は、いずれか任意に一つの滝を選択し、その滝から半径５Km以内の滝リスト所在地の市町村から移動運用するものとする。

附則　その２（2016.10.5）

本附則は、2016.10.6　00:00（JST）から適用する。

１　本規約に示す移動運用地は、滝所在地から半径５Km以内で、かつ、出来るだけ近傍が前提であり、次のとおりとする。

　(１)　本規約３(２)③に定める場合は、同一進入経路上に存在する滝を言う。従って、半径５Km以内に他の滝があっても、その滝への進入路があり、かつ移動運用地がある場合は、その交信は無効とする。

(２)　滝の移動運用地から、他のアワードをアナウンスする事は、妨げない。この際、他のアワード規約を遵守すること。

他のアワード運用地から、滝の近傍に移動運用地が、あるにもかかわらず、滝番号をアナウンスする交信は、無効とする。

ただし、FA-大分県19「原尻の滝」のように、道の駅「原尻の滝」が隣接するような場合は、道の駅からの滝番号アナウンスは、有効とする。

　２　本アワードのサポーター局を、都道府県毎に1局依頼する。

　　　サポーター局の任務は、居住される都道府県の滝に関する情報（移動に関するもの、滝の所在地・名称）提供及び本アワードへの意見・要望並びに滝リストへの追加・推薦を行う。

　　　サポーター局のコールサインは、メンバー局として掲示する。

　依頼については、別に定める。